

令和3年度 西部デイサービスセンター事業計画

通所介護事業は、介護保険法第8条7に定める居宅サービスを提供する事業の一つであり、この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことを目的とする。

また、生活上の相談、助言、健康状態の確認、社会的孤立感の解消、心身の維持向上を図るなどの日常生活上の支援を行い、併せて介護にあたる家族の身体的、精神的な負担を軽減し、地域ケアの拠点を念頭に、利用者本位の質の高いサービスを提供する。

1. 基本方針

- ①自立支援と個々人に合わせた適切なケアの推進を図ります。
 - ②利用者の人権を尊重した良質なサービスを提供します。
 - ③利用者、家族や地域から信頼される、笑顔に満ちた明るい施設を目指します。
- ※これら3つの目的のために、行動規範を守る。(行動規範は別紙)

2. 利用対象者及び重要事項

- ①利用者対象者：
第1号被保険者（65歳以上の要介護者・要支援の認定を受けている人）
第2号被保険者（40歳以上から64歳までの医療保険者加入者。特定疾病の方、身体障害者の方。）
- ②利用定員：30名
- ③事業実施地域：城陽市内
- ④営業日：月～土曜日（祝日含む）
※ただし年末年始12月29日～1月3日を除く
- ⑤サービス提供時間：午前9時05分～16時20分（7～8時間）
- ⑥加算：入浴加算、中重度加算、認知症加算、処遇改善加算、サービス提供体制加算

3. 介護サービス

- ①送迎サービス
家庭と施設間の送迎を行い、利用者及び家族の心身の負担の軽減を図る。
- ②健康チェック
施設来所時、入浴等負担の大きいプログラムの前に実施し、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネジャー、家族との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努める。

③入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴できるように援助を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図る。

④昼食の提供及び食事介助

栄養士の立てる献立により、栄養並びに個人の身体状況を考慮した食事を提供する。自立支援を主体とし、できるだけ自身で召し上がれる様支援する。

⑤排泄サービス

排泄サービスは個別のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把握等も行う。また、個人の尊厳には充分配慮する。

⑥日常動作訓練

日常生活機能の維持、低下防止を図るため、歩行訓練や創作活動、日常動作の中で「できる事は自身で行う」事を徹底して、身体機能の維持・改善を図る。

⑦生活指導／レクリエーション

利用者とその家族への日常生活全般にわたる相談に応じ、助言・援助を行う。体操やリハビリ、歌や手作業などを通じて、心身機能の維持向上に努め、社会参加、社会貢献、生きがい作り、健康づくり等の活動として、取り組んでいく。また自身で何がやりたいのか、何を望まれているのかを把握し、計画書にそった活動を提供する。

4. 地域との交流

- ①地域交流 趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努める。また地域住民との繋がりを深める事業の展開を図る。
- ②ボランティア ボランティア活動を積極的に受け入れ、拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りにも努め、福祉事業啓発活動を積極的に行う。
- ③広報 広報誌を作成し、利用者とその家族やケアマネジャーに広く配布し、当事業所の情報提供を行い、利用におけるサービス選択の支援に取り組む。

5. リスクマネジメント（安全対策・防災対策）

- ①職員の気づきを大切に捉え、ヒヤリ・ハット報告や事故報告の内容を共有するとともに、原因等を究明し対策を講ずる。
- ②避難消火訓練・防災対策 災害時の被害を最小限にとどめるため、消防計画書に基づき通報訓練・避難誘導・消火訓練をご利用者参加で年2回以上は実施する。
- ③交通安全の取り組み 送迎業務、訪問業務において、公用車使用の際は安全・安心を心がけるとともに、危

険個所の等の情報確認と共有化を図り、車両の安全管理を徹底する。

6. 職員の資質の向上

サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスに低下をきたさぬよう工夫して、極力多数が参加できるよう努める。研修等で得た情報は報告・伝達を行い、職員全員に周知し、共有する様努める。また、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士）については積極的に資格取得を勧める。

7. 個人情報保護と情報開示について

- ①個人情報保護が義務つけられているが、当事業所では城陽市社会福祉協議会の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止のために安全管理措置を講じる。
- ②平成 18 年 4 月から「介護サービス情報の公表」が課せられています。提供するサービス内容やサービスを維持していく仕組み等の情報をインターネット上のホームページや事業所内の掲示、或いは施設広報誌を通じて公表し、利用者が事業所を選択する際、役立つようにする。

8. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組む。

- ①職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに包括・ケアマネジャーと連携を図る。

9. 施設内研修（予定）

	研修名	講師
4 月	個人情報保護について	事務局 石田氏
5 月	中止	
6 月	改正介護保険の内容について	センター長 奥野
7 月	リハビリについて	柔整師 佐々布
8 月	高齢者施設のリスクマネジメントについて	近畿オート（株）小西氏
9 月	高齢者虐待について	生活相談員 山崎
10 月	介護技術について	介護職員 土蔵

11月	感染症について	看護師 原岡
12月	未定	介護職員 衣川
1月	未定	介護職員 木村
2月	接遇について	外部
3月	マニュアルの見直し	内部

(実施月や内容については変動有)

※その他、外部研修にも参加予定

※認知症実践者研修に参加予定

10. 令和3年度の取り組み目標

個別機能訓練 I イ実施。Q L Cシステム導入。パワーマシーン1台購入予定。

- ・機能訓練とレクリエーションの両立
- ・自立支援サービス統一への徹底
- ・利用者平均25名(目標人数)
- ・認知症実務者研修参加(介護保険改正に伴い、3年間のうちに全職員取得必至)
- ・感染症対策、業務継続に向けた取り組みの強化(計画の策定・研修の実施・訓練の実施など。3年間の経過措置あり)
- ・ADL維持等加算、その他加算取得の準備
- ・認知症加算取得者を明確にし、通所計画書、実施内容を記録する。
- ・コロナ対策として現状プラス、乗車前の消毒の実施。

11. 大目標

○個別機能訓練とレクリエーションの充実を図る

○介護保険改定内容を理解し、認知症実践者及びリーダー研修への参加、新加算取得に向けた準備を行う

13. キャッチフレーズ

「あなたらしさを応援します！」

どんなことがしたいか、どんな風になりたいか、ご利用者が自分らしく生活できるよう支援する事を目指す。